

### ☆質問 1 保険料はどうなりますか？

【答え】 保険料は所得割額と均等割額の合計額です。

保険料

|                                   |   |                                   |   |                                                 |
|-----------------------------------|---|-----------------------------------|---|-------------------------------------------------|
| <p><b>所得割額</b></p> <p>所得に応じた額</p> | + | <p><b>均等割額</b></p> <p>1人当たりの額</p> | = | <p><b>年間の保険料</b></p> <p>年の中途に加入の場合は、月割となります</p> |
|-----------------------------------|---|-----------------------------------|---|-------------------------------------------------|

所得割額は、被保険者本人の算定対象所得に、所得割率（被保険者共通の率）を掛けた額となります。均等割額は被保険者全員に、定額で課されます。

この被保険者共通の所得割率と均等割額を「保険料率」と言います。保険料率は、広域連合では原則同じ率（均一保険料率）になります。また保険料率は、2年ごとに、医療費やその他の経費を見込んで設定されます。

### ☆質問 2 保険料の減額がありますか？

【答え】 所得の低い方や会社などの健康保険の被扶養者であった方の場合には次のとおり減額されます。

【保険料の軽減措置】

- ①低所得世帯に属する方については、均等割額が軽減されます。軽減される割合は、世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の3種類となります。
- ②75歳の誕生日の前日において、会社などの健康保険の被扶養者であった方については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減され、また、所得割額はかかりません。



### ☆質問 3 保険料の納付方法は、どうなりますか？

【答え】 保険料の納付方法については、年金から自動的に支払われる仕組みを導入します（特別徴収）。

ただし、①年金額が年額18万円未満の方②介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替などにより、町へ個別に納付していただくことになります（普通徴収）。

※後期高齢者医療制度についての問い合わせ先

福祉保健課 ☎ 0859 - 54 - 5207  
 中山支所福祉課 ☎ 0858 - 58 - 6112  
 大山支所福祉課 ☎ 0859 - 53 - 3136  
 鳥取県後期高齢者医療広域連合  
 ☎ 0858 - 32 - 1097

※おことわり

この内容は、国が示す資料などを基にしていますが、今後変更されることもあります。

◆後期高齢者医療制度についての質問にお答えします パート①

平成20年4月から  
「後期高齢者医療制度」が始まります

老人保健制度が平成19年度で廃止され、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は、平成20年4月から新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。